

甲賀市少年センターだより

第4号



甲賀市水口町本丸1-20 みなくるプラザ内

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



R7.10月発行

～少年院と刑務所～

甲賀市少年センター 所長 大澤 崇

社会全般において、少年院と刑務所が混同されがちで、「悪いことをした場合(犯罪等)、大人は刑務所で子どもは少年院」と誤解されることがあります。少年院はあくまでも少年の更生のための処遇を行う施設であり、犯罪に対する刑罰を与えるものではありません。一方、刑務所は犯罪を犯したことに對する刑罰を科す(罰を与える)ところです。

これは、少年の刑事事件は少年法が適用される保護処分であり、少年の健全育成を期し、非行のある少年に対して「適切な保護を与える」ことを目的とされています。

学校においても、児童生徒の暴力行為等の犯罪に対し、罰を与えるのではなく適切な保護を与えるために、警察の協力を得ることは必要です。そのためには日頃から警察を含め関係機関との連携が大切であり、少年センターは学校と警察・関係機関を繋ぐことも重要な役割であると考えています。

保護者の中には、警察が関与することで子どもが不利益を被ったり、前科と勘違いされたりすることを心配される方もおられます。警察との連携が「適切な保護」であることを社会全体で共有することが大切です。

少年処遇と成人処遇の違い

対象	少年	成人
施設	少年院	刑務所
目的	保護 更生のために適切な保護を与える	刑罰 刑罰を科す

関係機関や学校とセンターが情報共有することで、児童生徒がなぜそのような状態に至ったのか、行動の背景や要因を分析し、より正確なアセスメントを通し課題の解決に繋がられます。そのため、甲賀市少年センターでは5月から7月にかけて市内小中学校、関係する高等学校や専門学校、児童福祉施設を訪問させていただきました。

甲賀市の未来を担っていく子ども、若者が日々の生活の中で幸せや豊かさを実感しながら心身ともに健やかに成長することは、私たちみんなの願いです。少年センターでは、一人ひとりがおかれている家庭環境や経済的な事情にも気を配り、相談者や課題のある青少年に寄り添い相談を受けています。困っている子どもや、そのご家族の役に立ちたいといった気持ちを持ち続けることが何よりも大切であると考え、そのことが相談者の心に響き解決に向かっていくと信じ活動を進めたいと考えています。今後とも少年センターの活動にご協力をお願いいたします。

子どもたちのスマホ時間 大丈夫？ ～スマホ依存～

スマートフォンやSNSの利用を制限する法律を施行した国が増えてきています。日本でもスマホの使用時間の目安を示す条例が愛知県豊明市で可決されました。スマホが世の中に出回ってから数十年。その便利さと楽しさは日々進出し続け、今やスマホはなくてはならない存在です。しかし、そのスマホは子どもの健全な成長に大きな影響を与えているのです。



スマホは、メンタルヘルスだけでなく目や首などに様々な不調をもたらすことがわかってきています。脳に新しい情報を得ることで、快楽物質であるドーパミンを放出されるのですが、特にワンクリックで新しい情報が得られるスマホを使用することで、よりドーパミンを放出します。そして依存率は大変高くなるのです。

Apple社創始者スティーブ・ジョブズは、Apple製品を開発しながら息子のスマホ依存を恐れて電子機器を14歳まで与えなかったという有名なエピソードもあります。その依存性の高さに彼は気が付いていたのです。子どもたちの健全な成長のために、子どものスマホにはペアレンタルコントロールやフィルタリング機能を必ず利用しましょう。

令和7年度 甲賀市少年センター相談受理状況

R7年度4月～8月末まで

相談延べ件数	R7 8月末	R6 8月末
	749	550

非行相談内容	R7 8月末	R6 8月末
盗癖・窃盗	36	16
暴力行為(傷害・暴行)	17	19
校内暴力	17	5
家庭内暴力	8	21
たかり・恐喝	1	0
薬物乱用	0	0
飲酒	0	0
喫煙	2	2
家出	3	4
無断外泊	0	7
深夜はいかい	0	0
金銭乱費・金品持出	43	42
道交法違反(暴走行為)	7	0
怠学	0	1
小計	134	117

相談者内訳	R7 8月末	R6 8月末
本人	124	87
家庭	286	236
学校	138	108
職場	8	0
警察	21	6
他機関	163	90
その他	9	23

相談手段	R7 8月末	R6 8月末
面談等	235	159
電話	408	285
メール等	106	106

非行相談以外 内容	R7 8月末	R6 8月末
不登校	6	39
学校・学業	12	9
就職・仕事	14	0
家庭	6	17
しつけ・生活	462	315
交友	27	28
性	18	3
発達障害	0	0
心の病	7	3
性格	0	0
健康・身体	26	2
いじめ	23	9
虐待	1	8
有害環境	4	0
その他	9	0
小計	615	433

相談対象 少年内訳	R7 8月末	R6 8月末
小学生以下	165	24
中学生	222	253
高校生	92	53
学生その他	5	124
有職少年	214	68
無職少年	51	28

**買わない!!
使わない!!
かかわらない!!**



困ったときは

ひとりで悩まないで 気軽に電話を!

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、
不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時00分～16時00分)

年末年始、土、日、祝日は休み



(0748) 62-6010 k-syonen@city.koka.lg.jp

相談活動の現状

今年度8月末までの相談延べ件数は749件で、前年度の同時期(550件)と比べて1.4倍増加しました。

相談内容については、昨年と同様に非行相談以外の相談(615件)が増加しています。

特に、しつけ・生活についての相談(462件)が全体の62%を占めており、子どもがインターネットやSNSに依存したり、犯罪や被害に巻き込まれたりするケースもあります。

また、健康・身体に関する相談、性に関する相談が増加しています。人間関係からのストレスやトラブルなどにオーバードーズや食事の量を極端にコントロールすることで対処しようとするなど適切でない行動を余儀なくしている子どもやSNSを介して性被害や性犯罪に巻き込まれている子どもも少なくありません。

非行相談(134件)は、一部の子どもが盗癖・窃盗や暴力、道路交通法違反など学校内だけでなく公共の場所でも目に余る行為を繰り返すケースもありました。社会のルールを破り、何でも許されているような感覚を持っている子どももあり、初期対応の大切を実感しています。

相談は家庭(286件)からが一番多く、次いで他機関、学校、本人となっています。他機関では、特別に警察と連携した対応が必要とされるケースもありました。

有職少年からの相談が増えた理由として、職には就いているけれども、自立できなく生活や精神的に不安定な状況が伺えます。

小学生以下の相談が165件と昨年度同時期と比較して6.9倍にもなり、問題行動の低年齢化が顕著になってきています。暴力やエスケープ、また、遠出をしたり家庭のお金を持ち出したり、金銭乱費の問題やいじめ事案等の背景にはSNSやインターネットが大きく関わっています。

子どもたちの健全な成長のためには、安全で安心できる環境作りが大切です。規範意識の向上を幼い時から養い、自他ともに命を大切に地域社会をつくっていかねばなりません。

誰もが幸せに生きるために少年センターは今後も継続して相談活動をしていきたいと考えています。

STOP 大麻!

～最初の1回が後悔の始まり～

“大麻”は他の薬物より安全で、害がない、依存症がないなどの情報は間違いです。その情報を信じて軽い気持ちで大麻に手を出すことは大変危険です。信用・時間・お金すべてを奪われます。誘われたら断る勇気を持ち、迷ったり見かけたりしたら大人に相談できるように日ごろからよい関係を持ちましょう。

大麻に関する法律が変わりました!

これまで禁止されていた大麻などの所持や譲渡などに加え新たに使用(施用)についても禁止されました。違反した場合、7年以下の拘禁系(単純所持・施用(使用)などの場合)という重い刑罰が科せられます。